

春日部市防災会議条例及び春日部市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(春日部市防災会議条例の一部改正)

第1条 春日部市防災会議条例（平成17年条例第159号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条</p> <p>(2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p>
<p>第3条</p> <p>5</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u></p> <p>6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、<u>第7号及び第8号</u>の委員の定数は、それぞれ4人、6人、1人、7人、<u>11人及び2人</u>とする。</p> <p>7 第5項<u>第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第3条</p> <p>5</p> <p>6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、<u>及び第7号</u>の委員の定数は、それぞれ4人、6人、1人、7人<u>及び11人</u>とする。</p> <p>7 第5項<u>第7号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

(春日部市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 春日部市災害対策本部条例（平成17年条例第160号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、春日部市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、春日部市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後第1条の部分による改正後の春日部市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。